

4月23日(日)
投開票

五霞町長選挙・ 五霞町議会議員一般選挙 のお知らせ

五霞町長（令和5年4月30日任期満了）及び五霞町議会議員（令和5年4月29日任期満了）の選挙が、次の日程で執行されます。

- 告示日 4月18日(火)
- 投票日 **4月23日(日)** 午前7時～午後6時
- 投票所 町内5投票所（投票所入場券に記載します。）
- 開票 中央公民館講堂で即日開票

投票日に投票所へ行けない方は、**期日前投票**をしましょう

○期日前投票ができる期間

4月19日(水)～22日(土)
午前8時30分～午後8時

※投票所入場券の裏面にある宣誓書を書き込み、持参してください。

○期日前投票ができる場所

五霞町役場 1階 小会議室

期日前投票に行くときは
入場券の裏にある
「宣誓書」を書いておくと
スムーズに投票できるよ



期日前投票宣誓書（イメージ）

宣誓・請求日	令和	年	月	日
氏名				
住所				
生年月日	年	月	日	性別 男・女
事由	<input type="radio"/> 仕事・学業・冠婚葬祭・地域行事 <input type="radio"/> 外出・旅行・投票区域外への滞在 <input type="radio"/> 病気・出産 <input type="radio"/> 他の市町村に居住 <input type="radio"/> 天災・悪天候			

私は、令和5年4月23日執行の五霞町長・五霞町議会議員一般選挙の当日、上記の事由に該当する見込みです。以上、事実と相違ないことを宣誓し、投票用紙を請求します。



今回から
当日行けない理由を
選ばないよ

○期日前投票とは

選挙の投票日に、仕事や催事等で投票所へ行けない方は、事前に投票をすることができます。これを「期日前投票」といいます。

○投票前に宣誓書を提出してもらいます

宣誓書とは、選挙の投票日に投票ができない理由がある旨を選挙人自らが宣誓するもので、その提出が法律によって義務付けられています。

○宣誓書は自宅で記入することができます

期日前投票所内の混雑を回避するため、各世帯に送付する投票所入場券の裏面に宣誓書を付けますので、あらかじめ宣誓書を記入してから持参することができます。